様式第１号（第３条関係）

令和９年度　宮若市子ども・子育て支援制度支給認定申請書兼入所申込書

記入例

費に係る支給認定を申請します。
認・注意事項に同意又は承諾のうえ、申込みします。

申込日	令和　8　年　12　月　1日
保護者氏名	宮若　太郎

申込児童							
1	ふりがな	みやわか　はなこ	生年月日	性別	障がい者手帳	マイナンバー	
	氏　名	宮若　花子	令和　4　年　1　月　1　日	□男 ☑女	□有 ☑無	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	現在の保育状況	☑ 家庭内保育　□ 保育所等（　保育園・こども園）　□ 幼稚園　□ 一時預かり　□ その他（　）					
2	ふりがな	みやわか　いちろう	生年月日	性別	障がい者手帳	マイナンバー	
	氏　名	宮若　一郎	令和　6　年　2　月　2　日	☑男 □女	□有 ☑無	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
	現在の保育状況	☑ 家庭内保育　□ 保育所等（　保育園・こども園）　□ 幼稚園　□ 一時預かり　□ その他（　）					
3	ふりがな		生年月日	性別	障がい者手帳	マイナンバー	
	氏　名		年　月　日	□男 □女	□有 □無		
	現在の保育状況	□ 家庭内保育　□ 保育所等（　保育園・こども園）　□ 幼稚園　□ 一時預かり　□ その他（　）					

保護者連絡先等							
住所	（〒　823－0011　）　宮若市 宮田29番地1						
電話番号	（自　宅）		住民票のある市区町村　※市外の場合は市町村名をご記入ください				
	（父携帯）	000-0000-0000	R8.1.1 時点	父	☑市内 □市外(　)	R9.1.1 時点	父 ☑市内 □市外(　)
	（母携帯）	000-0000-0000		母	☑市内 □市外(　)		母 ☑市内 □市外(　)

世帯の状況（世帯分離含む同居者全員。申込児童除く）						
ふりがな / 氏　名	申込児童との続柄	生年月日 / マイナンバー	年齢	障がい者手帳	勤務先又は学校名等（別居の場合は、別居先住所も記入）	
みやわか　たろう / 宮若　太郎	父	平成○○年　○月　○日 / 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	○○歳	□有 ☑無	○○会社	
みやわか　ゆめ / 宮若　夢	母	平成○○年　○月　○日 / 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	○○歳	□有 ☑無	○○工業	
みやわか　じろう / 宮若　二郎	弟	令和○○年　○月　○日 / 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	○○歳	□有 ☑無		
みやわか　とみこ / 宮若　富子	祖母	昭和○○年　○月　○日 / 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	○○歳	□有 ☑無	○○工業	
		年　月　日	歳	□有 □無		
		年　月　日	歳	□有 □無		
家庭の状況　※該当がある場合は☑	□ ひとり親世帯（□ 離婚２箇月以内）　□ 生活保護世帯　□ 在宅障がい者					

保育の利用を必要とする理由　※該当する理由に☑をつけてください									
父	☑ 就労	□ 妊娠・出産	□ 疾病・障害	□ 介護等	□ 災害復旧	□ 求職活動	□ 就学	□ 虐待・ＤＶ	□ 育児休業
母	☑ 就労	□ 妊娠・出産	□ 疾病・障害	□ 介護等	□ 災害復旧	□ 求職活動	□ 就学	□ 虐待・ＤＶ	□ 育児休業

入所を希望する保育施設（希望する施設の順番に１～６までの数字をご記入ください）　※市外を希望の場合は施設名をご記入ください								
保育施設希望順位	1	宮田保育園	2	福丸保育園	3	なないろ保育園	4	なないろ保育園２
	5	宮若さくらこども園	6	ひよこ保育園		（市外保育施設名）		

利用開始希望日	令和　9　年　4　月　1　日	利用希望曜日	☑ 月曜 ☑ 火曜 ☑ 水曜 ☑ 木曜 ☑ 金曜 □ 土曜
きょうだい児で申込みをする場合	□ 1. 同保同時　□ 2. 同保順次(上)　□ 3. 同保順次(下)　□ 4. 別保同時(同)　☑ 5. 別保順次(同) □ 6. 別保同時(希)　□ 7. 別保順次(希)　※希望パターンの詳細については、裏面をご確認ください。		
短時間利用希望	□ 短時間利用（8時～16時）を希望する（標準時間の認定理由だが、短時間利用を希望する場合のみ☑してください）		

（裏面をご確認ください）

★よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）

（Ｑ１）市外の保育施設を利用するにはどうすれば良いですか？

（Ａ１）市外の保育施設を利用（広域入所）する場合は、市町村によって要件等が異なりますので、保育施設がある市町村へ直接確認してください。利用が可能ということであれば必要書類を揃えて宮若市に提出し、宮若市と施設がある市町村の保育担当課で協議を行い、結果をお知らせします。協議の手続きに日数を要しますので、お早めに書類の提出をお願いします。

（Ｑ２）月の途中での保育施設入所、退所はできますか？

（Ａ２）入所は原則毎月１日です。月途中での退所は可能ですが、退所希望日の１ヶ月前までにお手続きをお願いします。広域入所の場合は、市町村によって月途中の入退所はできないことがあります。

（Ｑ３）２人目を妊娠し、母が産前産後休暇を取得する場合、保育施設に通っている子どもは退所になりますか？

（Ａ３）退所にはなりません。兄弟が既に保育施設に入所していて産前産後休暇を取得する場合は、保育施設に通っているお子様が継続して通所するために、支給認定の変更申請が必要です。申請の際には出産予定日を確認する必要がありますので、母子手帳をご持参ください。

（Ｑ４）仕事を辞めました。保育施設は退所しなければなりませんか？

（Ａ４）仕事を辞めて、他に入所にあたる事由がなくなった場合は退所となります。ただし、仕事を辞めても新しい仕事を探す場合は、退職した日の翌月から起算して２ヶ月間入所が可能です。求職活動中であることの誓約を行っていただく必要がありますので市役所にお越しください。また継続して入所を希望される場合は２ヶ月以内に新しい勤務先の就労証明書を提出してください。提出の確認ができない場合は退所となります。

（Ｑ５）祖父母と同居している場合、祖父母の収入も利用者負担額（保育料）や副食費（おかず代）を算定する対象になりますか？

（Ａ５）祖父母の収入は原則算定する対象にはなりません。

（Ｑ６）年度の途中で転園できますか？

（Ａ６）年度途中での転園も可能ですが、未入所の方を優先的にご案内することとなります。まずは市役所にて転園希望のお手続きをお願いします。

（Ｑ７）４月から入所が決定したのですが、４月に育休から復職するので、３月中にならし保育で通うことはできますか？

（Ａ７）ならし期間を含めて入所期間となりますので、ならし保育であっても入所期間前に通うことはできません。ならし保育の期間や時間などは直接保育施設にお問い合わせください。

（Ｑ８）土曜日も保育所へ預けることができますか？

（Ａ８）土曜日も保育所へ預けることは可能ですが、保護者の仕事がお休みなどで家庭保育できる場合は、少しでも多くの時間をお子さんと過ごしてください。